

岩手県告示第456号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成25年5月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人もりおか認知症サポーターズもりもり会
  - (2) 代表者の氏名 工藤克行
  - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市下米内二丁目4番12号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、認知症の人とその家族が、慣れ親しんだ地域での暮らしを支援することを目的とする。多くの人に認知症を正しく理解してもらい、誤解や偏見を無くし認知症で悩む人、孤独に介護を頑張る人を減らします。また、認知症の人とその家族を支える人材を育て、認知症の支援のネットワークを築きます。